

C

令和 6年11月22日提出
第 4 回市議会定例会

議 案 の 参 考 資 料

浜 松 市

- 第 122 号議案 令和 6 年度浜松市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 123 号議案 令和 6 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 124 号議案 令和 6 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 125 号議案 令和 6 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 126 号議案 令和 6 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 127 号議案 令和 6 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 128 号議案 令和 6 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 129 号議案 令和 6 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 130 号議案 令和 6 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 131 号議案 令和 6 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 132 号議案 令和 6 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 122 号議案から第 132 号議案の補正予算説明は、別冊を参照願います。

- 第 133 号議案 浜松市事務分掌条例の一部改正について

この条例は、新たに市長公室を設置し、企画調整部及び総務部の分掌事務の一部を移管するほか、所要の整備を行うものであります。

- 第 134 号議案 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部改正について

この条例は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員に支給する期末手当を改定するものであります。

- 第 135 号議案 浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、特別職に支給する期末手当を改定するものであります。

- 第 136 号議案 浜松市職員の給与に関する条例及び浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため職員に支給する給料月額、初任給調整手当、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに医師及び歯科医師に支給する医療保健業務手当を改定するほか、所要の整備を行うものであります。

第 137 号議案 浜松市墓園・墓地条例及び浜松市立学校給食センター条例の一部改正について

この条例は、浜松市船明土地区画整理事業の換地処分に伴い、浜松市船明墓地及び浜松市天竜学校給食センターの位置に関する規定を整備するものであります。

第 138 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、教育職員に支給する給料月額、扶養手当、期末手当及び勤勉手当を改定するほか、所要の整備を行うものであります。

第 139 号議案 浜松市立図書館条例の一部改正について

この条例は、浜松市立西図書館の移転に伴い、その位置を改めるものであります。

第 140 号議案 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、静岡地方税滞納整理機構の規約を変更することに関し、協議して定めることについて、同法第291条の11の規定により議決を求めるため、提案するものであります。

※ 地方自治法抄

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 141 号議案 浜松市総合計画基本計画について

浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成20年6月12日浜松市条例第50号）第3条の規定に基づき、提案するものであります。

※浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例抄

第3条 市長は、基本構想又は基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

第 142 号議案 当せん金付証票の発売について

令和7年度における当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法第4条第1項の規定により議決を求めるため、提案するものであります。

※ 当せん金付証票法抄

第4条 都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第6条第3項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めたときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。

第 143 号議案 浜松市立小中学校特別教室空調整備事業に関する契約締結について

浜松市立小中学校特別教室空調整備事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律抄

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

※ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令抄

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	千円	
	都道府県	500,000
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	市（指定都市を除く。）	150,000
	町村	50,000

第 144 号議案 第2期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBiO）運営維持管理事業に関する契約の一部変更について

第2期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBiO）運営維持管理事業に関す

る契約の変更契約締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第１２条の規定に基づき、提案するものであります。

第 145 号議案 工事請負契約締結について
（浜松市勤労福祉センター大規模改修工事（建築工事））

浜松市勤労福祉センター大規模改修工事（建築工事）の工事請負契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抄第２条 地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格３億円以上の工事又は製造の請負とする。

第 146 号議案 工事請負契約締結について
（浜松市立西部中学校校舎改築工事（外構整備工事））

浜松市立西部中学校校舎改築工事（外構整備工事）の工事請負契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、提案するものであります。

第 147 号議案 物品購入契約締結について
（非常用保存食（アルファ化米））

非常用保存食（アルファ化米）の物品購入契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抄第３条 法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格４，０００万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が１件１万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

第 148 号議案 ～ 第 168 号議案 指定管理者の指定について

第 148 号議案から第 168 号議案までは、地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第６項の規定に基づき提案するものであります。

※ 地方自治法抄
第２４４条の２ （略）
２ （略）

３ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第２４４条の４において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせる

ことができる。

4～5 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 169 号議案 工事請負契約締結について
(アクトシティ浜松Dゾーン改修工事 (建築工事))

アクトシティ浜松Dゾーン改修工事 (建築工事) の工事請負契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

第 170 号議案 工事請負契約締結について
(アクトシティ浜松Dゾーン改修工事 (電気設備工事))

アクトシティ浜松Dゾーン改修工事 (電気設備工事) の工事請負契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

第 171 号議案 工事請負契約締結について
(アクトシティ浜松Dゾーン改修工事 (機械設備工事))

アクトシティ浜松Dゾーン改修工事 (機械設備工事) の工事請負契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

報 第 26 号 専決処分の報告

道路瑕疵6件 (専第40号、専第41号、専第42号、専第43号、専第44号、専第45号)、交通事故5件 (専第46号、専第47号、専第48号、専第49号、専第50号) にかかる和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

※ 地方自治法抄

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

※ 市長の専決処分事項の指定について抄

地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1 1件300万円以下における和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定 (交通事故による人身の事故の場合を除く) に関すること。

監報第 18 号 定期監査等の結果に関する報告について

監報第 19 号 例月出納検査の結果に関する報告について